

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 産業労働部 流通・通商課

法令名	佐賀県卸売市場条例				法令の番号	昭和46年佐賀県条例第37号			
許認可等の種類	合併及び分割の認可				根拠条項	第7条第2項			
審査基準	<p style="text-align: center;">開設者に係る認可</p> <p>1 申請が、佐賀県卸売市場条例第9条第1項各号の一に該当するときは、認可しない。</p> <p>2 申請に係る合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により業務を承継する法人が、佐賀県卸売市場条例第9条第2項に該当するときは、認可しないことができる。</p> <p>3 その他、認可することが適当でないと認められるときは、認可しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">卸売業者に係る認可</p> <p>1 申請に係る合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により業務を承継する法人が、佐賀県卸売市場条例第9条第3項に該当するときは、認可しない。</p> <p>2 その他、認可することが適当でないと認められるときは、認可しないことができる。</p>								
受付機関	流通・通商課	処理機関	流通・通商課	交付機関	流通・通商課	標準処理期間	13日	目次 N O .	3
						標準経由期間	日		